

平成19年度足立区一般会計 補正予算(第4号)

予 算 総 則

平成19年度足立区の一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,738,619千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ233,556,743千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(特別区債の補正)

第4条 特別区債の変更は、「第4表 特別区債補正」による。

平成20年2月21日提出

足立区長 近藤 弥生

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
1	特別区税	43,131,155	-464,879	42,666,276
	1 特別区民税	38,162,816	-386,013	37,776,803
	2 軽自動車税	285,234	-1,410	283,824
	3 特別区たばこ税	4,683,105	-77,456	4,605,649
3	利子割交付金	473,000	417,000	890,000
	1 利子割交付金	473,000	417,000	890,000
4	配当割交付金	226,000	260,000	486,000
	1 配当割交付金	226,000	260,000	486,000
6	地方消費税交付金	6,625,000	-200,000	6,425,000
	1 地方消費税交付金	6,625,000	-200,000	6,425,000
7	ゴルフ場利用税交付金	6,000	-3,000	3,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	6,000	-3,000	3,000
8	自動車取得税交付金	1,432,000	-135,000	1,297,000
	1 自動車取得税交付金	1,432,000	-135,000	1,297,000
11	特別区交付金	98,236,152	4,350,000	102,586,152
	1 特別区財政調整交付金	98,236,152	4,350,000	102,586,152
12	分担金及び負担金	3,610,288	29,906	3,640,194
	1 負担金	3,610,288	29,906	3,640,194
13	使用料及び手数料	3,939,566	-54,315	3,885,251
	1 使用料	2,986,177	1,193	2,987,370
	2 手数料	953,389	-55,508	897,881
14	国庫支出金	38,362,141	-1,206,529	37,155,612
	1 国庫負担金	33,691,180	-1,019,938	32,671,242
	2 国庫補助金	4,609,936	-182,171	4,427,765
	3 国庫委託金	61,025	-4,420	56,605

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
15 都支出金		11,802,638	-738,520	11,064,118
	1 都負担金	5,749,925	-61,404	5,688,521
	2 都補助金	4,242,045	-869,114	3,372,931
	3 都委託金	1,810,668	191,998	2,002,666
16 財産収入		1,625,352	2,798,972	4,424,324
	1 財産運用収入	634,994	-13,085	621,909
	2 財産売却収入	990,358	2,812,057	3,802,415
17 寄付金		51,728	16,054	67,782
	1 寄付金	51,728	16,054	67,782
18 繰入金		3,024,795	-565,616	2,459,179
	1 基金繰入金	2,363,724	-385,616	1,978,108
	2 特別会計繰入金	661,071	-180,000	481,071
20 諸収入		6,682,433	2,518,546	9,200,979
	1 延滞金、加算金及び過料	77,112	118	77,230
	2 特別区預金利子	11,040	3,500	14,540
	3 貸付金元利収入	4,714,674	2,399,038	7,113,712
	4 受託事業収入	133,623	832	134,455
	5 雑入	1,745,984	115,058	1,861,042
21 特別区債		4,599,000	-3,284,000	1,315,000
	1 土木債	3,968,000	-3,255,000	713,000
	2 教育債	631,000	-29,000	602,000
歳 入 合 計		229,818,124	3,738,619	233,556,743

歳 出

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
1	議会費	980,191	-20,200	959,991
	1 議会費	980,191	-20,200	959,991
2	総務費	28,778,359	2,328,821	31,107,180
	1 総務管理費	23,339,208	2,445,886	25,785,094
	3 区民費	2,783,757	-35,056	2,748,701
	5 選挙費	801,057	-78,584	722,473
	6 統計調査費	77,401	-3,058	74,343
	7 監査委員費	107,702	-367	107,335
3	民生費	86,560,637	1,319,659	87,880,296
	1 社会福祉費	20,399,378	2,796,781	23,196,159
	2 児童福祉費	28,965,999	-536,598	28,429,401
	3 生活保護費	37,012,546	-935,524	36,077,022
	4 国民年金費	182,714	-5,000	177,714
4	産業経済費	2,481,508	-171,265	2,310,243
	1 産業経済費	2,358,234	-165,778	2,192,456
	2 農業費	123,274	-5,487	117,787
5	環境衛生費	17,097,598	-270,001	16,827,597
	1 環境費	1,036,684	-32,382	1,004,302
	2 衛生費	6,685,932	58,201	6,744,133
	3 清掃費	9,374,982	-295,820	9,079,162
6	土木費	30,068,217	-1,990,948	28,077,269
	1 土木管理費	2,217,562	-50,166	2,167,396
	2 道路橋梁費	4,874,404	-9,124	4,865,280
	4 都市計画費	22,837,295	-1,931,658	20,905,637

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
7 教 育 費		25,958,038	4,697,731	30,655,769
	1 教育総務費	9,459,383	4,972,415	14,431,798
	2 小学校費	6,763,701	-51,118	6,712,583
	3 中学校費	4,246,718	-46,825	4,199,893
	5 幼稚園費	2,018,139	-8,254	2,009,885
	6 社会教育費	3,054,113	-167,487	2,886,626
	7 社会体育費	154,150	-1,000	153,150
8 公 債 費		14,344,066	-200,398	14,143,668
	1 公 債 費	14,344,066	-200,398	14,143,668
9 諸支出金		23,249,510	-1,954,780	21,294,730
	1 特別会計繰出金	23,249,510	-1,954,780	21,294,730
歳 出 合 計		229,818,124	3,738,619	233,556,743

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
6 土木費	2 道路橋梁費	道路の改良事業	76,000 千円
6 土木費	4 都市計画費	公園等の新設事業	118,100 千円
6 土木費	4 都市計画費	道路の新設事業	435,558 千円
7 教育費	1 教育総務費	小中一貫校建設事業	5,214 千円

第3表 債務負担行為補正

1 変更

事 項	期 間	限 度 額
梅田南公園改良工事	補正前 平成19年度から 平成20年度まで	10,000千円
	補正後 平成19年度から 平成20年度まで	18,000千円

第4表 特別区債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
道路整備	1,423,000	普通貸借または証券発行の方法により政府、その他より起債する。 証券発行の場合における発行価格は額面100円につき98円以上とする。 なお、証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を左欄の限度額に加算した金額を限度額とすることもある。	7.0% 以内 ※	起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。 ただし、融通条件または財政の都合により、償還年限を短縮し繰上償還または借換えすることもある。	金融事情、その他の都合により、起債の全部または一部を翌年度に繰延起債することもある。
総合住環境整備	227,000				
公園緑地新設拡充	1,946,000				
土地区画整理	372,000				
学校施設改修(投資)	631,000				

※ ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

(単位 千円)

起債の目的	補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
道路整備	420,000	普通貸借または証券発行の方法により政府、その他より起債する。 証券発行の場合における発行価格は額面100円につき98円以上とする。 なお、証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を左欄の限度額に加算した金額を限度額とすることもある。	7.0% 以内 ※	起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。 ただし、融通条件または財政の都合により、償還年限を短縮し繰上償還または借換えすることもある。	金融事情、その他の都合により、起債の全部または一部を翌年度に繰延起債することもある。
総合住環境整備	66,000				
公園緑地新設拡充	0				
土地区画整理	227,000				
学校施設改修(投資)	602,000				

※ ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。